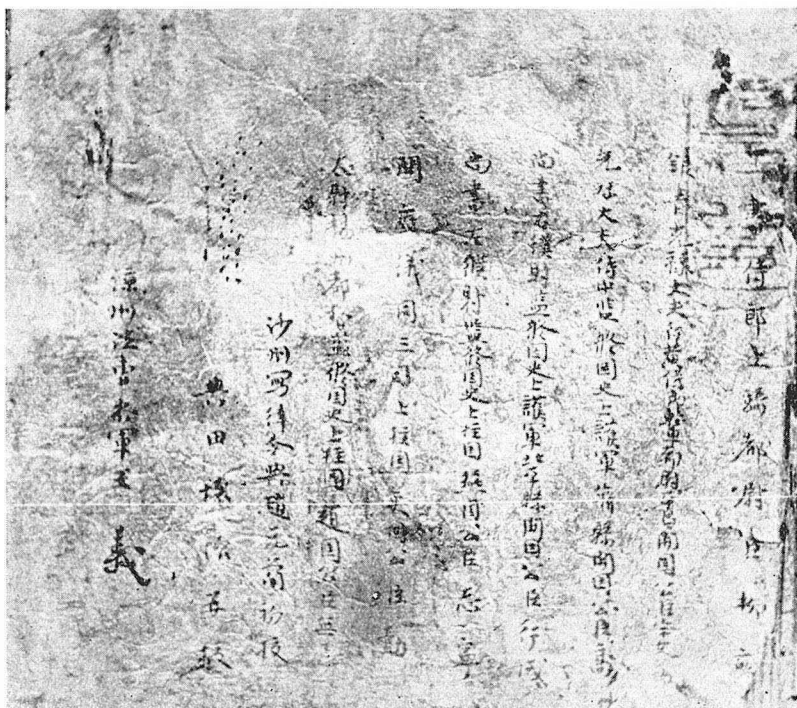


十牛備身八人字統千牛備身左右八人字衛侍
 前宿備身廿八人字宿侍主休六人字宿
 王公以下府佐國官親事帳內祿員
 親王府
 帥一人字以帥在輔諮議參軍事一人字以
 文一人字位備文學二人字位備東閣參
 酒一人字按引西閣參酒一人字按引長史一人字
 司馬一人字屬一

敦煌發見唐鈔本永徽遺文影片

(佛國國立圖書館所藏)



片影尾卷文遺令徽永本鈔唐見發煌敦

(藏所館書圖立國國佛)

縫の幅紙は來本てしに本子卷るせ書墨に紙麻黃謂所の代唐は本鈔舊の此
 〇るあでのもたつ居てれらせ捺押が印朱形方の顆二至乃顆一に每部合
 縫粘てしすぜ辨を後前もの片五るせ離分りよ部縫紙は本關殘の存遺
 と印府州沙は文印がい多がのもるせ示を部半左は又部半右は影印ばれす
 〇るあで部半左の其ち即はのもるゆ見に部上端右の片影の此 〇るれま讀

唐鈔本唐令の一遺文(三)

那波利貞

八

此の第四六參四號の〔B〕の紙背文書が五片に斷爛せるものなることは既に本編の第五節に於て述ぶる所で、其の中の四片が本文にして總計八十七行、而して私の検討の結果は四片共に本來は一卷を爲せしものの斷簡にして、其の内容より觀て之が『貞觀令』か『永徽令』かの殘簡ならむと考定せられたものである。

然るに他に更に總計十七行の一殘簡がある。私は之を『第五斷簡』と命名して置く。此の『第五斷簡』は其の右端及び上部に缺損ありて首部を缺いで居る。十七行の全部共に官銜姓名の連記であるが、前述の通りその首部を缺き、此の前に叨に貼付連續せしめてある前掲の職員令の四斷簡との連絡の有無が明瞭ならず、本來此の『第一斷簡』乃至『第四斷簡』と此の官銜姓名連記の『第五斷簡』とが一卷を爲したるものなるか、或は全く無關係のものが斯くの如く叨に混合貼付せられたるものなるか、少しも明確でないから、嚴密に謂へばこは單に官銜姓名の連記せられたる一片の紙幅に過ぎないと謂はなければ

ばならぬ。然れども唯一つ看過し得ざることは、其の紙質が『第壹斷簡』乃至『第四斷簡』のそれと同じく唐代の所謂黃麻紙なることと、その筆致が同じ風であることとである。此の官銜姓名連記の文字の大きさは『第壹斷簡』乃至『第四斷簡』の本文の一字の約四分の一にして、その註文の文字と略ぼ等しい程度で、文字に於ては彼此大に其の大小を異にして居るが、其の筆致の同じ傾向に在ることは註の文字と比較すれば容易に看取せられ得られる。今その全文を殘簡の原文の型の儘に逐録すれば左の如くである。

〔第五斷簡〕

	監承上騎都尉	臣	張行實
	朝議大夫守中書舍人騎都尉	臣	李友鑿
	朝請大夫	都尉	臣
	守刑部侍郎騎都尉	臣	劉燕容
	守吏部侍郎輕車都尉	臣	高敬言
	大中大夫守太常少卿監修國史武騎尉	臣	令狐德棻
尙書	右丞	輕車都尉	臣
			段寶玄

中書侍郎上騎都尉臣柳爽

銀青光祿大夫行黃侍郎輕車都尉平昌開國公臣宇文節

光祿大夫侍中監修國史上護軍舊縣開國公臣高

尚書右僕射監修國史上護軍北平縣開國公臣行成

尚書左僕射監修國史上柱國燕國公臣志寧

開府儀同三司上柱國英國公臣勣

太尉揚州都督監修國史上柱國趙國公臣無忌

沙州寫律令典趙元簡初校

典田懷悟再校

涼州法曹參軍王義

(以下餘白)

右の如くで、右より第七行第八行目の段實玄、柳爽の兩行の箇所上部の餘白より尚書右丞及び中書侍郎の邊へかけて曲尺一寸八分四方の朱印影ありて四等分に文字を配し「沙州府印」とある。此の

「沙州府印」は『第壹斷簡』乃至『第四斷簡』に押捺せられてあるものと同一のものにして、『第壹斷簡』にては第一行の亭長四人掌固六人の箇所に其の左半部印影が見えて居り、『第參斷簡』にては第七行目第八行目の録事一人史二人の箇所に押捺されて居るが、其の右半部印影は第七行目の上部、録事參軍事一人の上方が缺損して居る爲失はれて居る。尙ほその第十六行目、第十七行目の兩行に互り曹參軍事二人、亭長二人、掌固二人の箇所に一顆あり、最末行の主簿一人の箇所に其の右下部の片影が見えて居る。『第四斷簡』にては第一行第二行に互り、主簿一人、記室參軍事の箇所にその大部分が見えるが、之は前述の『第參斷簡』末行の片影のものと連續して完全なる一顆印影と爲る筈である。

却説、此の『第五斷簡』所見の十四人の官銜姓名は、何人にも容易に感ぜらるる通り、初唐時代の大官名臣のみにして、太宗の皇后なる長孫氏文德順聖皇后の弟なる長孫無忌が其の最上官階に在る。然らば此等十四人が斯く連記して一團と爲れるは如何なる故なるかを考ふるに、これ亦何人にも容易に、其の官銜と共に悉く前に掲げたる『文苑英華』卷四百六十四所載の『詳定刑名制』に見ゆる『永徽律令』刪定撰上官の人々と確實に合致することを認めらるるであらう。

此等連記の中の「臣 高」は倉卒に他の類例より推測すれば名と觀らるべきであるが、『詳定刑名制』『頒行新律詔』をはじめとして『冊府元龜』の記載、『唐會要』の所傳等を通覽しても、『永徽律令』刪定撰上官の首腦者十七人の中には高なる名の人は一人も無く、しかも此の「臣 高」の官銜が極めて正確に

『詳定刑名制』所載のそれに合致する所より觀れば、之は高季輔の姓の高たるに相違なからう。其の他は「臣 行成」は張行成、「臣 志寧」は于志寧、「臣 勣」は李勣、「臣 無忌」は長孫無忌である。此等十四人の官銜姓名を『詳定刑名制』に列擧せる永徽律令刪定官のそれに比較すれば唯、元紹、王文端、賈敏行が不足するのみで、其の他は官品職掌爵位姓名が符節を合するが如くに一致するのみならず、趙國公無忌、英國公勣以下の順序すら一致する。『詳定刑名制』にては官品職掌の貴き人より書き初めて順次賤きに及べるが、此の斷簡にてはその賤しき人より書き初めて順次貴きに及び、趙國公長孫無忌を以て終つて居る。斯くの如くするのが後に示す類例の通り連記の際に於ける當時の一般習慣であつた様である。而して此の斷簡に見えざる元紹、王文端、賈敏行の三人は、當然張行實の前に加へられてあつた筈で、敢て遺文の原型を推定すれば張行實の前には次の順序の如く記されてあつたものであらうと想ふ。

?	刑部郎中	?	臣 賈敏行
?	太府丞	?	臣 王文端
?	大理丞	?	臣 元紹
監承上騎都尉 臣 張行實			

斯くして『第五斷簡』所見の十四人の官銜姓名は『詳定刑名制』の記載と一致すること明確であるが、官品職掌爵階勳階等に於ては寧ろ此の遺文の方が一層詳しくものあり。張行實の上騎都尉たる、李友益の朝議大夫騎都尉たる、趙文恪の朝請大夫□都尉たる、劉燕客の騎都尉たる、高敬言の輕車都尉たる、令狐德棻の大中大夫監修國史武騎尉たる、段寶玄の輕車都尉たる、柳爽の上騎都尉たる、宇文節の輕車都尉たる等は、何れも此の遺文に據りてはじめて明確にされるもので、以て史書の闕けたるを補ひ得られる。

唐朝に於ては屢々律令の刪定あり、長孫無忌の如きは太宗、高宗兩時代に互りたる國家の重臣にして、此の種の國家的重要事件には常に參與し、『五經正義』の撰上にすら與つて居る程であるから、此の遺文の連名が『詳定刑名制』のそれに合致するからと謂つて直に以て永徽律令の刪定官たることを決定し難く、一應の吟味を爲さなければならぬ。何となれば此等の人々が一團と爲りて勅を奉じて他時に律令を刪定せしことがあるかも知れぬといふ虞があるからである。依りて長孫無忌や李勣の在世期間と目せらるべき太宗、高宗時代に於ける律令刪定の人々を『新唐書』卷五十六、刑法志、『舊唐書』卷五十、刑法志に徴して通觀するに、先づ高祖の武德二年の際は納言劉文靜等之に當り、武德七年の際は尙書左僕射裴寂、尙書右僕射蕭瑀、大理寺卿崔善爲等十五人であり、太宗の貞觀十一年の際は司空齊國公長孫無忌、中書令房玄齡、蜀王法曹參軍裴弘獻、散騎常侍行太子左庶子李百藥等であり、高宗の永徽

の後の龍朔二年の場合は太常伯李敬玄、尙書左僕射劉仁軌等であり、則天武氏の垂拱元年の場合に至りては内史裴居道、鳳閣侍郎韋方質等といふ人々である。而して麟徳の場合は格と式との刪定で律令ではなかつた。即ち長孫無忌は貞觀十一年の『貞觀律令』の刪定にも參與して居るが、此の時は房玄齡等と事を共にし、李勣、于志寧、張行成などと共にして居らぬ。然れば此の第五斷簡に見え且つ『詳定刑名制』の文と合致する長孫無忌以下一團の人々が刪定に従事したる場合は永徽二年の場合のみに限定される譯であるから『第五斷簡』所載の連名は『永徽律令』の刪定者の官銜姓名の連記なること動かすべからざることである。

尙ほ此の事は刪定官の人々の官銜の事情よりも決定出来る。即ち長孫無忌は『新唐書』卷一百五、長孫無忌傳に據れば、彼が太尉に任せられたるは貞觀二十三年(西曆六四九年)五月己巳日の太宗崩去、高宗即位直後のことで、同書卷六十一の宰相表上にては六月癸未の日と爲つて居る。李勣は『新唐書』卷九十三、李勣傳に據れば、彼が開府儀同三司を授けられ尙書左僕射に任せられたるは高宗即位直後にして、宰相表上にては前者を貞觀二十三年五月癸巳日とし、後者を同年九月乙卯日のこととして居る、而も永徽元年(西曆六五〇年)十月戊辰日に尙書左僕射を辭し、永徽四年(西曆六五三年)には司空に任せられしこと本傳の語る所である。于志寧は『新唐書』卷一百四の本傳に據れば、永徽二年に尙書左僕射に任せられて居り、宰相表上にては之を永徽二年八月己巳日と記してある。張行成は『新唐書』

卷一百四の本傳にては尙書右僕射に任せられし年月日を知り難きも、宰相表上にては永徽二年八月己巳日としてある。高季輔の侍中に任せられたるも宰相表上にては永徽二年八月己巳日である。而も翌永徽三年七月乙丑日には于志寧は太子少師を、張行成は太子少傅を、高季輔は太子少保をそれ〴〵兼官せしこと宰相表上の明記する所である。又永徽二年正月乙巳日の頃既に宇文節は黃門侍郎の官に、柳奭は中書侍郎の官に在りしが、永徽三年三月辛巳日には節は侍中に榮轉し、奭は中書令に榮進して居る。此等七人の人々の官銜に徴しても、『第五斷簡』に見ゆる各人の各官銜の在任並立時期は、于志寧の尙書左僕射に、張行成の尙書右僕射に、高季輔の侍中に、それ〴〵任せられたる永徽二年八月己巳日以後より宇文節の侍中に、柳奭の中書令に、それ〴〵轉じたる永徽三年三月辛巳日に至るまでの約八箇月間にして、此の期間よりも上に出づれば或は李勣が尙書左僕射であつたり、下に降れば或は于志寧が太子少師を、張行成が太子少傅を、高季輔が太子少保を兼ねたり、或は李勣が司空であつたりして此の『第五斷簡』所記の官銜とならず、之は如何しても永徽二年八月己巳日以後、永徽三年三月辛巳日以前の期間に於ける當時の在任官職の連記であらねばならぬ。而して『永徽令』の刪定撰上成りて公布せられたるは、『文苑英華』所載の『詳定刑名制』の文の末尾に記せられある通り、永徽二年閏九月十四日にして、之より永徽二年八月己巳日までは其の時間的距離僅に二箇月か二箇月半あるに過ぎず、また永徽三年三月辛巳日までは六箇月半あるに過ぎざれば、其の時間的關係は甚だ局限せられたる實情

に在る。然れば此の官銜の事情より觀察しても、此の『第五斷簡』の連記は『永徽律令』刪定撰上官一團のものたること疑を容れ能はぬ。

『第五斷簡』の姓名連記の性質が斯くの如く考定せられて、さて次に起り來る問題は、『第壹斷簡』乃至『第四斷簡』の本文と、此の『第五斷簡』との關係の有無如何と謂ふことである。

人ありて或は謂はるるならむ。斯くの如く既に『永徽律令』刪定撰上官一團の官銜姓名を連記せる『第五斷簡』が貼付連接せられある以上は、之によりて直に他の四片の斷簡が『永徽令』の殘簡なることを推定し得らるれば、斯くの如く五斷簡の各片につきて迂遠なる考證を爲す必要なからむと。無論其の研究の結果に於ては此の人の言の如く爲るのであらうが、學問的研究としては直ちに斯く斷定することは許されない。何となれば此の第四六參四號の〔B〕は五片の文書を内容の順序も立てずに寄せ集めて、便宜的に貼付連接したるものに過ぎずして、此の五片が本來一卷たりし確證は何處にも無く、その無意義に寄せ集め取扱の便宜上貼付連接せしめたるものなることは、本文の四片が前述の如く前後を轉倒し、私が『大唐六典』に對比して意を以て順序づけて後、はじめて其の脈絡が通じたことに依りても明である。矧んや本文と此の『第五斷簡』との關係は全然不明なのであるから、『第五斷簡』は『第五斷簡』としてやはり獨立的に其の内容を検討し、而して後に他の四斷簡の本文の内容の検討の結果とを綜合して判斷を下すべきものである。然らざれば學問的研究としては安定なりとは謂ひ難いと

思ふ。

却說此の『第五斷簡』所見の官銜姓名の連記は『永徽律令』の刪定官の名なること明確であるが、何故斯かるものが存するか、又『第壹斷簡』乃至『第四斷簡』の本文との關係は如何であるか、之を吟味せなければならぬ。

私の調査したる佛國々立圖書館所藏の燉煌遺書に徴すれば、唐代に於ては卷子本の書籍を書寫する場合に、その書籍が多數の編纂者校勘者等にて撰述校勘せられたるものなる時は、書寫卷子本の卷末毎にそれ等の人々の姓名を連記する風習が一般に行はれたるものらしい。其の書が官撰の場合には官銜を冠して連記した。その實例は私の目睹したる燉煌遺書中に尠からず存する。例せば佛國にある第參參壹壹號の殘簡の如き、永徽四年二月廿四日右內率府長史弘文館直學士 [] といふ行より殘存して總計十九行、悉く官銜姓名の連記で、之は夙に文學博士小島祐馬氏が『支那學』第六卷第二號所載の『巴黎國立圖書館藏燉煌遺書所見錄(三)』に於て『唐監本五經正義』の或る卷尾の殘簡なりと判定せられたもので、私も之を閲覽したる一人であるが、之は唐代の所謂黃麻紙に極めて美筆もて次の如く書かれてある。

〔前 缺〕

永徽四年二月廿四日右內率府長史弘文館直學士

徵事郎守四門博士飛騎尉 臣趙君贊

朝散大夫行太學博士 臣賈公彥

宣德郎行大常博士 臣孔志約

朝散大夫行太常博士上騎都尉 臣柳宣

國子博士弘文館學士上輕車都尉 臣劉伯庄

銀青光祿大夫守中書令監修國史上騎都尉 臣柳爽

光祿大夫吏部尚書監修國史上柱國河南郡開國公 臣褚遂良

光祿大夫侍中兼太子少保監修國史上護軍脩縣開國公 臣季輔

尚書右僕射兼太子少傅監修國史上護軍北平縣開國公 臣行成

尚書左僕射兼太子少師監修國史上柱國燕國公 臣志寧

司空上柱國英國公 臣勣

太尉揚州都督監修國史上柱國趙國公 臣無忌

用紙冊 張

凡一萬四千二百言

國子監俊士潘元珙初校

國	子	監	四	門	學	生	張	德	淹	再	校
太	學	博	士	薛	伯	珣	覆	勘			
禮	部	員	外	郎	孫						

〔以下缺〕

右の殘簡には大常博士、太常博士など大太が混用せられ、又た館と館とも兩用せられ、博の字は何れも博に作り、珍は珣に、率は率に作り、薛は薛に、莊は庄に作つてある。此の中の珣、率、薛、庄の四字は明に唐代書寫の特徴である。而して此の紙背には『開蒙要訓』が書かれ傍に沙弥寶憲、靈蓋大寺面南開、千羅寶蓋滿來などの文字が見える。之に據りて見れば唐人が『五經正義』を當時の習慣の儘に卷子本に書寫せし際、其の卷尾に右に示すが如く永徽年間『五經正義』の刊正校勘に參與したる右内率府長史弘文館直學士薛伯珍等十三名の官銜姓名を詳細に連記したのであることが知れる。此の場合にも官品爵秩の賤しき者より初めて、順次其の貴き者に及んで居る様である。

又他の一例は、之も小島博士の『支那學』該條に指摘された同じく佛國にある第參七貳五號の『監本老子道德經』卷上の唐代寫本にして、その卷末に國子監學生楊獻子初校より金紫光祿大夫禮部尙書同中書門下三品上柱國成紀縣開國男林甫に至るまでの校勘者其他計七人の官銜姓名が連記せられてあると謂ふ。此の第參七貳五號は今日もなほ將來者ベリヨ (M. P. Pelliot) 教授の宅に留置せられ、國立圖書

館にては閱覽するを得ず、而も私の巴里府滞在中、同教授が露西亞並に佛領東京、中華民國へ旅行されて不在なりし爲、遂に一覽の機會を得ざりしが、故博士内藤先生が夙に同教授の宅にて閱覽せられ其の寫眞を將來せられたものである。之も官品爵秩の賤き者より書き初め、その最も貴き者に終つて居る。林甫は無論李林甫である。

又他の一例は同じく佛國にある第貳四四四號の唐寫『洞淵神咒經斬鬼品第七』にして、之には高祖李淵を避諱闕筆して淵の字を泚に作つてある。其の卷尾は次の如く

〔前 略〕

洞 泚 神 咒 經 斬 鬼 第 七

麟德元年七月廿一日奉 勅爲皇太子於靈應觀寫

道 士 李 覽 初 校

道 士 輔 儼 再 校

道 士 馬 詮 三 校

專使右崇□衛兵曹參軍事蔡崇節

使 司 藩 大 夫 李 文 曠

〔以下餘白〕

とある。之も唐代に所謂黃麻紙に極めて遒麗の美筆もて寫されてあり、初唐時代に於ける寫經の典型的のものとも想はるるもの、勅を奉じて皇太子の開運祝禱の爲に寫したのであるから全體に謹嚴の風が溢れて居る。而して此の寫經使の李文暕は『新唐書』卷一百二十六、杜暹傳の中に「懷州刺史李文暕。爲人所告。……推驗無實。文暕宗室近屬也」と見ゆる人であらう。高宗の麟德元年(西曆六六四年)は永徽四年(西曆六五三年)を去る僅に十二年の後に過ぎず、而して此の靈應觀は、清の徐松の『唐兩京城坊攷』卷三にも指摘せらるる長安左街永崇坊の靈應觀そのものなるべく、之は隋代の道士宋道標の開基に係り、中唐晚唐時代には大曆十二年(西曆七七七年)に成りし宗道觀、李商隱の故事にて有名なる龍興觀と相並びて、永崇坊の三道觀として著名なるものである。然れば此の道教經典は確に長安にて書寫せられたもので、後に何かの理由にて沙州燉煌縣地方へ齎らされたものである。

他の一例は同じく佛國にある第四五六號の『妙法蓮華經卷第二殘卷』にして卷尾は左の如くある。

〔前 略〕

又知成熟 未成熟者 種種籌量 介別知己

於一乘道 隨宜說三

妙法蓮華經卷第二

咸亨三年二月廿五日經生王思謙寫

用紙二十張

裝潢手解集

初校經生王思謙

再校經行寺僧仁敬

三校經行寺僧思忠

詳閱太原寺大德嘉尙

詳閱太原寺大德神苻

詳閱太原寺主慧立

詳閱太原寺上座道成

判官少府監掌冶署令向義感

使太中大夫守工部侍郎永興縣開國公虞昶監

右は經生の手にて寫されたるものにして、長安にて寫録せられたものである。文字は極めて遒麗、紙は之も唐代に所謂黃麻紙である。咸亨三年(西曆六七二年)は唐の高宗の年號にして、永徽四年(西曆六五三年)を去ること僅に十九年の後である。此の場合にも身分の賤きものより初めその貴きもの

に終つて居る。裝潢手の解集は恐らくは解善集の誤脱であらう。

又一例は右の第四五六號と關係あるものにして同じく佛國にある第貳六四四號の『妙法蓮華經卷第三卷尾殘卷』にして次の如くある。

〔前 缺〕

妙法蓮華經卷第三

咸亨三年三月七日經生王謙寫

用 紙 十 九 張

初 校 經 生 王 思 謙

再 校 經 行 寺 僧 仁 敬

三 校 經 行 寺 僧 思 忠

詳 閱 太 原 寺 大 德 神 苻

詳 閱 太 原 寺 大 德 嘉 尙

詳 閱 太 原 寺 主 慧 立

詳 閱 太 原 寺 上 座 道 成

判 官 少 府 監 掌 冶 署 令 向 義 感

使太中大夫守工部侍郎永興縣開國公虞昶

虞昶の下に監の字が見えぬが、他の類例より推せば監の字が誤脱して居るものと信ずる。又第二行目は經生王思謙の思の字の誤脱たるに相違なからう。此の『妙法蓮華經』卷二、卷三は共に王思謙なる一人の書寫にして、兩者を對比して興味あることは寫經事務の進度の知れることである。即ち王思謙は咸亨三年二月二十五日に卷二を寫了し、同年三月七日に卷三を寫了して居るから、卷三の書寫には約十一日間を要した譯で、唐代の寫經事業の研究上興味あることと思ふ。

又右と關係ある他の一例は、同じく佛國にある第貳壹九五號の『妙法蓮華經卷第六殘卷』にして、其の卷尾は左の如くある。

〔前略〕

妙法蓮華經卷第六

上元二年十月十五日門下省書手袁元愬寫

用紙二十張

裝潢手解善集

初校慧日寺義威

再校	慧	日	寺	義	威
三校	慧	日	寺	義	威
詳閱	太原	寺	大德	神	苻
詳閱	太原	寺	大德	嘉	尙
詳閱	太原	寺	主	慧	立
詳閱	太原	寺	上座	道	成
判官司	農	寺	上林	署	令李德
使朝散大夫	守尙舍	奉御	閣	玄	道監

右は門下省の書手の手によりて寫されたるもので、即ち長安に於て成りしもの、黃麻紙の上に文字の遒麗なるも當然である。而して此の上元二年は前の第四五五六號、第貳六四四號と互審すれば、肅宗の上元二年(西曆七六一一年)には非ずして、高宗の上元二年と想はれ、高宗の上元二年(西曆六七五年)は永徽四年(西曆六五三年)を去ること僅に二十三年の後である。此の『第貳壹九五號』の『妙法蓮華經卷第六』と關係あるらしく想はれるものが我が三井男爵家にある。それは昭和十年五月の第三十六回史學會大會に際して催された三井家主催展覽會に展觀せられたもので、同じく燉煌出土品であり、

その巻尾は次の如くある。

〔前略〕

妙法蓮華經卷第七

上元三年九月十八日羣書手馬元禮寫

用紙十七張

裝潢手解善集

初校大莊嚴寺僧威表

再校大莊嚴寺僧威表

三校大莊嚴寺僧慧澄

詳閱太原寺大德神苻

詳閱太原寺大德嘉尙

詳閱太原寺寺主慧立

詳閱太原寺上座道成

判官司農寺上林署令李德

使朝散大夫守尙舍奉御閻玄道監

〔以下 餘 白〕

上元三年は高宗の儀鳳元年(西曆六七六年)である。上元三年は十一月迄しかなく、『新唐書』卷三、高宗本紀に「十一月壬申大赦改元」とあれば十一月壬申日以後は儀鳳元年にして十一月辛未日までは上元三年である。此の『妙法蓮華經卷第七』は九月十八日の成就なれば、正しく上元三年である譯である。想ふに此の頃高宗の勅命か則天皇后の懿旨かに依りて統一ある『妙法蓮華經』の書寫が行はれたるものなるべく、寫經手としては經生とか門下省の書手とか官署學校關係の人々が使役せられ、校合は其の卷々によりて當年の巨利が分擔し、第二卷、第三卷は經行寺、第六卷は慧日寺、第七卷は大莊嚴寺といふ風に其の責に任じ、詳閱は専ら太原寺の神苻、嘉尙、慧立、道成が擔任し、判官は少府監掌治署令向義感、司農寺上林署令李徳の如き政府の官吏が當り、總裁監督官たる寫經使にも太中大夫守工部侍郎永興縣開國公虞昶、朝散大夫守尙舍奉御閻玄道の如き中央政府の高級官吏が代る任せられて、數年間に亙りて續行せられたるものであらう。而して此の第二、第三、第六、第七各卷は必ずや其の際の『妙法蓮華經』一部の中のものであらう。尙ほ此の際の寫經事業は常に『妙法蓮華經』のみならず、其の他の經典にも及びたるらしく、其の證據として擧げ得るは同じく佛國にある第參貳七八號の『金剛般若經』殘卷である。其の卷尾に次の如くある。

〔前 略〕

金剛般若經

上元三年九月十六日書手程君度寫

用紙十二張

裝潢手解集

初校羣書手敬誨

再校羣書手敬誨

三校羣書手敬誨

詳閱太原寺大德神苻

詳閱太原寺大德嘉尙

詳閱太原寺主慧立

詳閱太原寺上座道成

判官司農寺上林署令李德

使朝散大夫守尙舍奉御閻玄道

右の事情は正に『妙法蓮華經』のそれと軌を一にして居る。其の何れに於ても各卷末に其の卷の書寫

人、校合人、詳闕人、判官、寫經使等の責に任じたることを表明せる身分姓名の連記が爲されてある。又他の一例は同じく佛國にある第貳〇五六號の『阿毗曇毗婆沙卷第五十二』にして卷尾は次の如くある。

〔前 略〕

以 苦 遲 道 能 盡 漏 此 衆 生 以 樂 速 道 能 盡 漏
是 故 名 力

阿 毗 曇 毗 婆 沙 卷 第 五 十 二

龍朔二年七月十五日右衛將軍鄂國公尉

遲寶琳與僧道爽及鄆縣有緣知識等

敬於雲際山寺潔淨寫一切

尊經以此勝回上資

皇帝皇后七代父母及一切法界蒼生

庶法船鼓棹無溺於愛流慧炬揚暉

靡幽於永夜釋擔情塵之累咸昇正覺

之道

此經卽於雲際上寺常住供養

經生沈弘寫用紙九張

造經僧道爽別本再校訖

龍朔二年(西曆六六二年)は高宗の年號にして、與書の長文なるは茲にては別問題で、書寫人、校合人が連記されて居るのが肝要なのである。斯くの如き幾多の根本史料に徴すれば其の關係者を卷尾毎に明記せること前述の『唐監本五經正義卷尾殘簡』や『唐監本老子道德經』等の寫本と全く同じことで、儒家の經典其の他の書籍に於ても、將た佛典に於ても其の各卷尾毎に一々詳細に其の撰定或は書寫に關係せし人々の身分姓名を連記して其の責に任ずることを表明するのが、少くとも唐の高宗時代に於て一般に行はれたる習慣なりしことが知れる。

右に例擧するものは悉く高宗治世中のものであるが、更に其の前後の時代に互りて通觀すれば、同じ佛國々立圖書館に藏する燉煌文書の第貳參貳參號の『能斷金剛般若波羅蜜多經』一卷を見るに其の卷尾は次の如く

〔前 略〕

能斷金剛般若波羅蜜多經 一卷

貞觀廿二年十月一日於雍州宜君縣玉華宮弘法臺三藏法師玄奘奉 詔譯

直中書長安杜行顛筆受

弘福寺沙門玄謨證梵語

大總持寺沙門辯機證文

とある。此の第貳參貳參號の書寫の唐の何代頃に於けるものなるかは明ならざれども、此の譯者、筆受者、證梵語者、證文者の連記をその巻尾に置ける書式は、少くとも玄奘三藏の當時以來の書式を其の儘に踏襲したるものなるべければ、唐の太宗時代に於ても斯く巻尾に編纂者、譯者、撰者乃至校合者等の姓名を連記する風の行はれたるを知るべきである。又同じく佛國にある第貳參壹四號の『大周新譯大方廣佛花嚴經惣目一卷』の如きもそれである。之は則天武后の聖曆二年(中宗の嗣聖十六年、西曆六九九年)に撰定せられたるもので、首に『進新譯大方廣佛花嚴經表』が掲げられ、それより總目と爲りて第九會給孤獨園說一品廿一卷の入法界品第卅九に至り、巻尾に次の如くある。

〔前 略〕

大方廣佛花嚴經惣目 一卷

聖曆二年十月八日 依經撰定

翻經大德大福先寺僧復禮撰錄
翻經大德崇先寺上座僧法寶審覆
翻經大德秦州大雲寺主僧靈叟審覆
翻經大德荊州玉泉府僧弘景審覆
翻經大德大福先寺上座僧波崙審覆
翻經大德長壽寺主僧智澈審覆
翻經大德大福先寺維那僧惠儼審覆
翻經大德佛授記寺上座僧玄度審覆
翻經大德大周西寺僧法藏審覆
翻經大德佛授記寺主僧德感審覆
翻經大德中大雲寺都維那僧玄軌審覆
三藏沙門于闐國僧實叉難陀審覆
三藏沙門大福先寺僧義淨審覆
判官承奉郎守左玉鈐衛錄事參軍于師逸
使朝請大夫守太子中舍人上柱國賈膺福

〔以下餘白〕

佛典關係の此の種の類例は夥多しく存して茲に一々指摘する煩に堪へず、以上の諸例に徴して充分であると思はれるが、又同じく佛國々立圖書館に藏する第貳四五七號の道敎關係のものたる『閱紫錄儀三年一說殘卷』は玄宗の開元二十三年(西曆七三五年)の書寫本にして、其の卷尾は

〔前 略〕

閱紫錄儀三年一說

開元廿三年太歲乙亥九月丙辰朔十七

日丁巳於河南府大弘道觀

勅隨 駕修祈攘保護功德院奉爲

開元神武皇帝寫一切經用斯福力保

國寧民 經生 許子顥 寫

修功德院法師蔡茂宗 初 校

京 景龍觀上座李崇 一再校

使京景龍觀大德丁政觀 三 校

とある。此の京の景龍觀とは宋の宋敏求の『長安志』には見えぬが、中宗の景龍年間に創建され、睿宗の景雲二年（西曆七二一年）に景龍觀鐘が寄進せられ、玄宗が開元二十九年（西曆七四一年）に整屋縣の聞仙谷に得たる老子の玉像を安置したる長安に於ける著名なる道觀、改名後の迎祥觀であらう。此等の數例により當に高宗時代のみならず、廣く唐代に書寫卷子本の各卷末に編纂者校勘者寫録者等の官銜姓名等を連記する風の一般に行はれたるを確認し得る。

斯くの如き唐時の習慣を考ふる時は『永徽令』が發布せられ之を天下の州縣に備付くべく天下の諸州の寫律令典の手にてその原典の副本を製したる時に、其の各卷末毎に其の刪定官の人々の官銜姓名を連記せしならむこと殆んど疑ふべからず。然れば此の『第五斷簡』は斯くして謄寫せられた『永徽令』の書寫卷子本の或る卷尾の部分の殘簡たること疑ふべき餘地が無からうと思ふ。

斯くして『第五斷簡』が『永徽令』の書の或る卷尾の殘簡たることが確定せられて、而も之が沙州の寫律令典の趙元簡等の手によりて成れること明なるなれば、茲に燉煌地方に於ける『永徽令』の副本の存在したることが想定せられ得べく、而して偶々之と寄せ集められて其の前後は轉倒しながらも一卷に貼付纏められある他の四片の斷簡の内容が、確に相互連絡ある或る令の書の東宮王府職員令の殘卷にして、而も其の諸官職の廢置改稱の沿革より考覈して、それが『貞觀令』か然らずんば『永徽令』の殘卷ならむと謂ふ時代的に局限された結論に到達して居るのみならず、五片の斷簡の紙質も紙色も筆致も

甚だ類似して居り、その何れにも「沙州府印」が押捺されてあるから、此の令の本文に『永徽令』たる確證が存せずとも、彼是歸納綜合して、之を沙州地方の官署に備付けられたる『永徽令』の東宮王府職員令の殘簡なりと目することは、決して荒唐不稽の妄斷には非ざるべしと考へられる。依りて私は敢て之を以て『永徽令』の殘簡なりと考定する者である。

九

此の五斷簡を一丸とする『永徽令』殘簡に於て注意に値すること或は疑に堪へぬことが二三ある。

第一は之が沙州の寫律令典と謂ふ官吏の手によりて書寫せられたるものであることである。即ち沙州の官署に於て政教公務執行の必要上、官憲の手によりて寫されたるもので官署備付用のものであり、「沙州府印」の押捺はその公文書たることを證明して居り、決して學者とか好書家等の私人の私的度藏の爲に書寫されたものでなく、堂々たる官文書である。『第五斷簡』尾部の「沙州寫律令典 趙元簡 初校」以下の三行は此の事を積極的に自證して餘ありと謂へる。然るに其の書寫に關する經緯と寫律令典及び法曹參軍なる官吏の所屬とが明でない憾がある。

今此の遺文の上より見れば、沙州寫律令典なる官は、沙州に於て中央政府發布の律令格式等を地方政務の必要上、官署に備付くべく書寫する爲に置かれてあつた書寫專任の官吏たるに相違なからう。此の寫律令典の者が常に其の部下に在りしならむ所の寫字生をも率ゐて、新發布の律令格式の書寫に

従事し責任の地位に在る彼等が初校再校と嚴密なる校勘を加へて以て完全なる原典副本を製し、以て沙州に於ける律令格式の原典、州治下の政教の軌範書を完備したること甚だ明で、此の沙州の一事より觀て、唐代の天下各地方官署皆同様の官が設置されて居つたものと考へられる。

然るに唐の天下各州縣に於ける此の種の官の存在は、『大唐六典』卷三十、上州、中州、下州官吏の條、『新唐書』百官志下、外官上中下州官吏の條、『大唐六典』卷三十、大都督府、中都督、下都督官吏の條、『新唐書』百官志下、外官大中下都督府官吏の條、『大唐六典』卷三十、京縣畿縣天下諸縣官吏の條、その何れに於ても何等見る所が無く、當然その存在の推想せられて而も官制上にて明記されぬ官職である。今此の遺文によりて天下各地方官署に寫律令典なる下級官吏が設置されてあつて專任的に律令寫書に當り居たる事が明確にせられる譯で、其の地位が比較的下級なる爲に『大唐六典』や正史の職官志、百官志の上に現はれぬのであらう。

然らば寫律令典なる官の所屬は何方に在りしかと謂ふに、既に沙州寫律令典とあれば、之はさしあたり州に屬するものと觀なければならぬ。『新唐書』卷一、高祖本紀に據れば、唐にては武德元年（西曆六一八年）五月に隋代以來の郡の稱を改めて州と爲し、郡の太守を改めて州の刺史と爲したが、同書卷五玄宗本紀に據れば、天寶元年（西曆七四二年）に至りて復た武德元年五月以來の州を改めて郡と爲したとある。佛國にある燉煌文書第參六六九號の紙背の則天武后の大足元年（西曆七〇一年）の戶籍殘

簡の柱書に沙州燉煌縣効穀鄉大足□年籍とあり、同じく第貳八貳號の紙背の玄宗の先天二年(西曆七一三年)の戶籍殘簡の柱書に沙州燉煌縣平康鄉先天二年籍とありて何れも州縣郷とありて郡無く、同じく第貳五九貳號紙背、第參參五四號紙背の玄宗の天寶六載(西曆七四七年)の戶籍殘簡に燉煌郡燉煌縣龍勒郷都郷里天寶六載籍とありて郡縣郷里と爲れるは、正に『新唐書』高祖本紀、玄宗本紀の記載の實行せられ居りたる確證である。

右に依れば此の『第五斷簡』所見の州とは實質上、天寶元年以後の郡に當り、一州の管轄する所は少くとも二縣以上にして、例せば天寶年間の沙州燉煌郡は『新唐書』卷四十、地理志、隴右道の條に據れば、燉煌・壽昌の二縣を管轄し、瓜州晉昌郡は晉昌・常樂の二縣を管轄して居る。此の場合無論沙州城と燉煌縣城とは事實上一致して一城であり、沙州治所は燉煌縣城内に置かれ、瓜州城と晉昌縣城とも事實上一致して瓜州治所は晉昌縣城内に在るのである。此の『第五斷簡』に見ゆる沙州寫律令典は沙州刺史の下僚にして沙州府の役人であり、燉煌縣令の下僚ではないが、日常は燉煌縣城内に在る沙州々治の官署に勤務した筈である。

又此の遺文には涼州法曹參軍なる官名が出て來て居る。之を文面通りに解釋すれば、法曹參軍も亦さしあたり寫律令典と同様に、州に屬する官吏の如くに見える。さるにしても沙州の寫律令典の書寫し、「沙州府印」の押捺せられたるものには沙州の司法參軍事こそ關係ある譯なるに拘らず、涼州の法

曹參軍が登場して來て居るのは奇怪なりと謂はなければならぬ。尙ほ『大唐六典』卷三十や『舊唐書』職官志、『新唐書』百官志に徴すれば、州には司法參軍事なる官はあるが、法曹參軍なる官は無く、都督府に於ても法曹參軍事なる官はあるも單に法曹參軍と稱する官は無い。今一目瞭然たらしむる爲に三府、大中下都督府、上中下州、京縣、畿縣、州縣に置かれたる此の種の官吏の職稱を通覽すれば、三府は法曹司法參軍事、都督府は法曹參軍事、州は司法參軍事、京縣は司法佐、畿縣も司法佐、諸州の縣も司法佐で、何處にも法曹參軍なる官名は存して居らぬ。

大體此の參軍なる官名は漢代以來官場に行はるるものにして、正しくは參軍事と稱し、時に略して單に參軍とも謂ふ。宋以後の雜劇等に登場する參軍色とも爲るものである。唐代に於ても某々參軍事を一に某々參軍とも呼びたること其の證左あり、例せば『舊唐書』卷四十四、職官志、州縣官員の項の京兆、河南、太原三府の條に官制を記して

京兆河南太原等府。三府牧各一人。尹各一員。少尹各二員。司錄參軍二人。錄事四人。功倉戶兵法士等六曹參軍事各二人。

と見ゆる六曹の參軍事の官名が、『大唐六典』卷三十の三府の條にては悉く參軍に作られありて、功曹司功參軍とか倉曹司倉參軍とか法曹司法參軍とかに作られ、却つて『舊唐書』にて司錄參軍二人に作るもの、『新唐書』卷四十九下、三府の條にて司錄參軍事二人正七品上と爲つて居る。大體に『新唐

書』の列傳などを通覽すれば、時代に依りて稱謂を異にしたるものなるか、將た或は正しい名と通俗名とを不規則に特に甄別を加へざりし爲なるか、某々參軍と某々參軍事は相混りて出で來る。その某々參軍と爲れるものは、例せば卷一百二十六、韓臯傳に

俄拜京兆尹。奏署鄭鋒。爲倉曹參軍。鋒苛歛吏。乃說臯悉索府中雜錢。折糴粟麥三十萬石。獻於帝。臯悅之。奏爲與平令。

なる記載あり、此の鄭鋒の官なる倉曹參軍は、京兆尹の下官にして、『舊唐書』卷四十四、職官志、州縣官員の項の三府の條の記載に従へば、正に倉曹參軍事とあるべき筈のものであるが、茲にては單に倉曹參軍と爲つて居る。又同卷韓洄傳に

李翰數上章言得失。擢知制誥。坐與元載善。貶邵州司戶參軍。

なる記載あり。此の司戶參軍は州の官吏にして、『大唐六典』卷三十、上州中州下州官吏の條、『舊唐書』卷四十四、『新唐書』卷四十九下の上中下州の條にて何れも明に司戶參軍事とあるものなるが、此處にては單に邵州司戶參軍と爲つて居る。『新唐書』卷一百二十七、張弘靖傳に「以蔭爲河南參軍」とあるも、三府の官吏たる河南の六曹の中の某曹參軍事か、更に其の下官たる參軍事かたるに相違ない。其の他『新唐書』卷一百二十八、許景先傳に

擢左拾遺。以論事切直。外補滑州司士參軍。……進揚州兵曹參軍。還爲左補闕。

とあり、同卷、席豫傳に見ゆる懷州司倉參軍、齊濟傳に見ゆる蒲州司法參軍、卷一百三十、裴灌傳の同州司戶參軍、裴諝傳の京兆倉曹參軍の記載など何れもそれにして、一々枚舉する必要は無からう。その某々參軍事と明記せらるるものは、例せば『新唐書』卷一百二十八、尹思貞傳に

尹思貞。京兆長安人。弱冠以明經第。調隆州參軍事屬。邑豪蒲氏。鰲肆不法。州檄思貞按之。
なる記載あり。同卷李傑傳に

少以孝友著。擢明經第。解褐齊州參軍事。

なる記載あり。同卷鄭惟忠傳に

天授中。以制舉召見廷中。……后曰善。擢左司御冑曹參軍事。遷水部員外郎。

とあり。卷一百二十九、嚴挺之傳の萬州員外參軍事、嚴武傳の太原府參軍事、卷一百三十、裴諝傳の河南參軍事など、何れも某々參軍事たるのみならず、則天武后の天授年間(中宗の嗣聖七―九年、西曆六九〇―六九二年)すらもその正しき名を完稱して居る。其の他例舉に違もこれ無い。

更に此の『永徽律令』刪定の時代なる高宗時代に於ける實例を舉ぐれば、『新唐書』卷一百五、上官儀傳に

上官儀。……高宗即位。爲祕書少監。進西臺侍郎同東西臺三品。時以雍州司士參軍韋絢。爲殿中侍御史。或疑非遷。儀曰此野人語耳。……時以爲清言。

なる記載あり。此の韋紉の本官は州の司士參軍にして、『大唐六典』や『舊唐書』職官志、『新唐書』百官志に於ては何れも司士參軍事とあるものである。斯かる記載上の實例は尠なからず存するを見る。然らば斯く唐代に於ける某々參軍事なる官が、記載上に於て某々參軍事とも某々參軍とも成れるは如何なる爲なるかと謂ふに、其の確實なる考據は遽に探知し難いけれども次の如く考へ得ると思ふ。即ち唐代の某々參軍事なる官は時には官制上に於ても某々參軍と謂はれたることのあらむこと、又日常略して某々參軍と謂ひしこともありしことが知られる。此の遺文所見の涼州法曹參軍は恐くは正しくは涼州法曹參軍事ならむなれども、習慣的に略書して斯く謂ひたるものなるか、將た高宗の永徽時代には官制上にては都督府や三府には法曹參軍事なる官名は存在せずして、法曹參軍なる官名なりしか、其の點は遽には明に爲し難いが、其の實質上、法曹參軍事も法曹參軍も同じ官職なることは甚だ明確なるのみならず、前述の通り唐の官制にては某曹參軍事なる官のあるは、京兆、河南、太原の三府と都督府とのみなれば、此の遺文の涼州法曹參軍の法曹參軍たる官は正しく都督府所屬の官吏たることが知れる。『大唐六典』卷三十に據れば、大都督府は法曹參軍事一人正七品下、中都督府は法曹參軍事一人從七品上、下都督府は法曹參軍事一人從七品下とあり、後述の通り涼州は唐初には都督府の所在地なりしなれば、此の遺文の涼州法曹參軍は涼州都督府法曹參軍事又は涼州都督府法曹參軍の略書なりと觀なければならぬ。

斯くて私は寫律令典を州所屬の官吏と解し、法曹參軍を都督府所屬の官吏と考定したるが、沙州の官署備付用の爲に沙州所屬の官吏たる寫律令典の手によりて書寫せられたるものに、沙州の刺史にも非ず將た沙州の司法參軍事にも非ざる涼州の法曹參軍が、甚だ顯著に麗々しく跳躍的肥體の大字を以て王義の姓名を親しく署名せることも、斯く解釋すれば自ら其の理由が明に爲つて來ると思はれる。

凡そ唐代に中央政府より天下に公布せらるる法令等は、其の原典副本を如何なる事務的方法を以て天下の地方官署に移牒送附したるか其の詳細なる技術的事務的事情は不幸にしてあまり傳へられて居らぬ。『大唐六典』卷一、尙書省、左右司郎中、員外郎の職の條に其の大梗を記して

凡上之所以逮下。其制有六。曰制。勅。冊。令。教。符。凡下之所以達上。其制亦有六。曰表。

狀。牋。啓。辭。牒。諸司自相質問其義。有三。曰關。刺。移。……凡尙書省。施行制勅。案成則給以鈔之。……凡制勅。施行京師諸司。有符移關牒下諸州者。必由於都省以遣之。

とあり、此の都省とは漢代以來の習慣的稱呼にして、茲の場合には六部を統轄する尙書省を指すなれば、凡べて制、勅其の他天下各州縣に公布施行せしむべきものを、京師の諸司並に諸州に下さむとするに當りては、先づ尙書省に於て、その原典に基いて移牒文及び副本を製して之を各都督府に下し、各都督府は更に各々其の管轄する各州に之を下し、各州より各縣へと順次に移牒せられたるものに相違なからう。『新唐書』卷四十六、百官志一、尙書省の條には

六曰符。省下於州。州下於縣。縣下於鄉。……凡符移關牒。必遣於都省。乃下天下。

と見え、『大唐六典』同様に尙書省より直接天下各州へ下すものと記載してあるが、之は大槪を謂へるものにして、實際の事務的方法としては、蓋し尙書省より各都督府に移牒し、各都督府より各々の管下の各州へと下されたるものではなからうかと想はれる。此の唐令遺文が本來沙州の寫律令典の手にて書寫せられ「沙州府印」を押捺して沙州の州縣の官署に備付くべく製作せられたるものたるに拘らず、涼州の法曹參軍〔事〕の奥書署名のあるのは、此の事情を證明するものではないかと思はれる。涼州の法曹參軍〔事〕が署名せる所以のものは何故なるかと謂へば、こは法曹參軍〔事〕の官名の自證する通り當時の涼州が沙州を管轄支配する都督府たりしが爲ならむと考へられる。『舊唐書』卷四十、地理志、河西道の條に徴すれば

涼州。中都督府。……隋武威郡。武德……七年。改爲都督府。督涼肅甘沙瓜伊芳文八年(州)。貞觀元年廢神鳥(鳥)縣。總章元年復置。咸亨元年爲大都督府。督涼甘肅伊瓜沙雄七州。上元二年爲中都督府。

とあり、武德七年(西曆六二四年)より咸亨元年(西曆六七〇年)まで約四十六七年間、涼州は都督府として、又咸亨元年より上元二年(西曆六七五年)まで約六年間は大都督府として、又上元二年以後は中都督府として、指定せられたれば、此の間には法制上、法曹參軍〔事〕の官は存在したる譯なるのみ

ならず、沙州は實に其の管轄監督の下に置かれたる一州なりしなれば、中央政府より『永徽律』や『永徽令』などの原典副本が涼州都督府に移牒下附さるるや、涼州都督府は更に涼、肅、甘、沙、瓜、伊、芳、文の八州に之を移牒し、八州の寫律令典は涼州都督府に出張して、中央政府より下附到達せる原典副本に就きて之を謄寫し、謄寫の成るや、涼州都督府の官吏にして律令格式のことを掌る法曹參軍〔事〕が之を檢閲して認可し、其の證據として法曹參軍王義が署名し、以て其の責任を明にしたものと解せられる。寫律令典趙元簡等は遺文の上に明記せる通り沙州の官吏にして、涼州所屬の官吏に非ず、法曹參軍は明記の通り涼州所屬の官吏にして、而も兩種の官吏が一卷の『永徽令』殘簡の上にて連記されて居るのは、全く此の關係ありしことを明示して居るものと觀なければなるまい。天下諸州の縣の官吏たる司法佐とか司士佐とかは律令の原典副本の謄寫までも掌るものではなく、彼等は斯くして謄寫されて州より縣に下されたる律令謄本を縣の律令正本として保管し、之に準據して鞠獄定刑督捕等の司法警察事務を執行する執行官にして、即ち縣の司法警察官であるから、律令の原典の謄寫本製作は他に爲されなければならぬ。州の官吏としての寫律令典の名は、前述の通り職官志、百官志、『大唐六典』には見えず、州には司法參軍事及び其の下僚たる佐、史の官が見ゆるのみであるが、此の遺文に徴して唐代の天下各州に寫律令典なる專任官のありしこと疑を容れず、之が百官志等に見えざるは、典の官名の通り小官たるが爲に掲げられざるものなるべく、恐くは州の司法參軍事の下僚

にして佐、史などよりも更にその位置の卑しかりしものであらう。

此の遺文は、中央政府より涼州都督府へ『永徽令』發布の移牒ありて其の原典副本の送達せらるるや、涼州都督府よりの移牒に接して沙州の官署に備付くべく、沙州より趙元簡、田懷悟等が涼州都督府に出張し、此處にて其の原典副本を必要部數——沙州は燉煌・壽昌の二縣を管轄すれば州廳備付の分を合して最少限度にて三部を要する——だけ謄寫して初校、再校を加へ、沙州の監督官廳たる涼州都督府の官吏たる涼州法曹參軍の王義が檢閲を加へて之を承認したるものにして、之に「沙州府印」の押捺せられあるは沙州の官署が責に任じたる官文書たることを示すものであらう。普通に唐代にては都督府の所在地、節度使の所在地を府と稱し、廣東を廣府と稱するが如き其の證據なりと謂はるるが、之は嚴密に謂へば大府又は會府の意味にして、都督府管下の各州とても府を稱し得ざりしものには非ず。『新唐書』卷三十七、地理志、一を見て、太宗の貞觀十三年(西曆六三九年)頃のことを記して

至十三年定簿。凡州府三百五十八。縣一千五百五十一。明年平高昌。又增州二。縣六。

とあり、天寶年間(西曆七四二年—同七五五年)には天下各州には郡名が附隨して居るが、之を郡府など稱して居る。開元天寶年間に所謂郡府は即ち貞觀年間に所謂州府にして、之は必ずしも都督府の置かれてあるか否かに拘らぬ。此の永徽年間の殘簡に「沙州府印」の印影あるは少くとも初唐時代に當時都督府の所在地ならざる沙州が府と稱したる證據にして、當時の稱呼としては例せば涼州都督府、

沙州府、燉煌縣などと稱したるものであらう。之を官印とすればそれ／＼涼州都督府印、沙州府印、燉煌縣印と爲る譯で、其の中の「沙州府印」の一類は實に此の『永徽令』殘簡に押捺實在して居り、「燉煌縣印」の一類は曲尺一寸八分四方の「燉煌縣之印」と爲つて、佛國々立圖書館所藏第參六六九號紙背の『沙州燉煌縣効穀鄉大足□年籍殘卷』や第貳五九貳號紙背及び第參參五四號紙背の『燉煌郡燉煌縣龍勒鄉都鄉里天寶六載籍殘卷』等の唐代戶籍殘卷並に同じく佛國にある第貳六五七號の紙表や第參〇壹八號の紙背や第參五五九號紙背の『天寶年間燉煌縣中男丁男老男籍殘卷』等に押捺實在して居るのである。蓋し州は刺史の治むる官衙の所在地にして、刺史の官衙を州府或は略して府と呼稱するより轉じて都邑としても府と稱する風を生じたるものであらう。而して茲に押捺實在せる「沙州府印」は實に沙州刺史の官衙の官印の意味である。

斯くして沙州の寫律令典によりて謄寫され涼州都督府の法曹參軍より認可されたる『永徽律令』の謄本は、沙州々治所にも一部一揃を備付くと同時に、其の治下屬縣たる燉煌縣治所、壽昌縣治所へもそれ／＼一部一揃宛配備せられて、燉煌縣或は壽昌縣の行政事務執行官たる燉煌縣令、燉煌縣丞、或は壽昌縣令、壽昌縣丞、その司法警察事務執行官たる燉煌縣司法佐、燉煌縣司士佐、或は壽昌縣司法佐、壽昌縣司士佐などの職務執行上の軌範の法典とせられたのであるから、此の第四六參四號の〔B〕の紙背の『永徽令』殘簡其の物が沙州々治所の官署に備付けられたるものなるか、燉煌縣治所に備付け

られたるものなるか、將た壽昌縣治所に備付けられたるものなるかは遽かに明確に爲し難いが、少くとも此の三治所の中の何れにかに備付けられたるものなることだけは斷言し得る。

人ありて或は謂はるるあらむ。前述の燉煌縣の戶籍殘卷には「燉煌縣之印」の印影ありて之が燉煌縣治所備付のものなりしならば、燉煌縣治所備付のものには「燉煌縣之印」があり、壽昌縣治所備付のものには「壽昌縣之印」があるべき筈にして、此の『永徽令』殘簡には「沙州府印」あるなれば之は沙州々治所備付のものたるべしと謂ふ見解を立て得るにはあらざるかと。然れども私は遽かに此の説に賛同することが出来ぬ。何となれば「燉煌縣之印」の印影ある戶籍は燉煌縣十三鄉内のみに限らるる内容のものにして、此の種の戶籍は正本としては沙州々治所には藏されて居らぬ筈で、沙州々治所に藏する沙州戶籍正本は燉煌縣全鄉里及び壽昌縣全鄉里の戶籍を一纏として整理編纂したるものである。これにこそは「沙州府印」は押捺されてあつたと想はれる。即ち戶籍は里より郷、郷より縣、縣より州へと下より上へ及び性質のものにして、燉煌縣としては壽昌縣に關係なき燉煌縣の全鄉里の戶籍のみ調製して燉煌縣戶籍正本として其の治所に所藏し得る譯にして、之には別に沙州刺史の檢閱認可を要しない。寧ろ州は縣の戶籍に俟ちて州の戶籍を製し得る様な譯であるから、燉煌縣内の郷里の戶籍殘簡に「燉煌縣之印」の印影あるは當然である。之に反して律令などは中央政府より都督府、都督府より州、州より縣へと上より下へ及び性質のものにして、其の事情は戶籍の場合とは多少異なることと想はれる。

而して縣には寫律令典の官は無いらしく、州にのみこれあるなれば、律令原典副本謄寫事務は州にて爲される譯で、然らば律令原典の謄寫配布の最終の事務は州にて終るのである。此の際其の責に任すべく州府印が押捺されるのは當然である。縣にも寫律令典は存したるには非ざるやと謂はるる人もあらむが、若し縣にこれありしならば、縣の寫律令典の謄寫したるものを檢閲認可する人は州の役人でなければならず、此處の場合にて燧煌縣の寫律令典の謄寫ならば、沙州の官吏たる沙州司法參軍事が檢閲を加へてあらねばならぬ。然るに遺文に於ては州よりも一段上階なる涼州都督府の法曹參軍が檢閲認可を與へて居るのであるから、之は如何しても縣には寫律令典なる專任官は存在せざりしものと觀なければならぬ。斯様に考ふれば州は律令原典副本謄寫事務執行の最下最終の官署にして、その爲其の責に任すべく州府印を押捺するは當然にして、これ私が「沙州府印」の印影はありても沙州々治所備付けのものなりしか、燧煌縣治所、壽昌縣治所備付けのものなりしか遽に明確に爲し難いといふ所以である。此の『永徽令』殘卷にある「沙州府印」にしても、前述の天寶六載等の唐代戶籍殘卷にある「燧煌縣之印」にしても、これは決して所藏者所藏處を示す意味の爲に押捺せるものではなくして、沙州府なり燧煌縣なりが其の事に任じたる責を示す爲に押捺したる官衙印である。故に戶籍の場合に於ても、所謂三年一造籍の年に當り、沙州々治所にて中央政府へ提出する爲に沙州の戶籍を調製する際に、其の資料として沙州々治所へ提出せしめたる燧煌縣治所監藏の燧煌縣全鄉里戶籍原本の副本にも燧煌縣

が責に任ずる印として「燉煌縣之印」を押捺したる筈で、而も事實上その原本は燉煌縣治所の所藏なれども、この原本の副本は數年間は沙州々治所の所藏本として保存せられるのである。「燉煌縣之印」の印影あればとて必しも燉煌縣治所の所藏本のみには限られず、沙州々治所にも同じ印の押捺せられたる原本の副本は所藏せられるのである。之と同様に「沙州府印」の印影あればとて、沙州々治所の備付本たるに限つた譯ではない。律令原典副本謄寫事務執行の最終機關が州に在る以上は、その州が責を明にする爲之に州府印を押捺すべきは當然にして、沙州にて謄寫事務を執行したる爲「沙州府印」を押捺したる律令格式の謄本は、下附配備せられて燉煌縣治所や壽昌縣治所に所藏せられ得るのである。所藏せられなければならぬのである。即ち下より上へ及ぶ戸籍の場合に於ては「燉煌縣之印」ある副本は一級の上官廳たる沙州々治所にも事實上所藏せられる譯で、上より下へ及ぶ律令格式の場合に於ては「沙州府印」ある謄本が一級の下官廳たる燉煌縣治所、壽昌縣治所にも事實上所藏せられる譯である。前者に於ては資料として保存せられて沙州の戸籍の正本には非ず、後者に於ては實務執行上の軌範書として保存せられて燉煌縣治所、壽昌縣治所の各唯一無二の正本である。然らば此の『永徽令』遺文には「沙州府印」ありても、沙州々治所備付けのものたりしとは斷ずる譯に行かぬ。

叙上の鄙見にして幸に大過なしとすれば、之を一般的に原則的に謂へば、唐代天下各州には寫律令典なる律令謄寫專任の下級官吏あり、中央政府より新發布の律令格式の原典副本が都督府に送附せら

るれば、彼等はその州を管轄する都督府に派遣せられて、新律令格式をその州及びその州所屬の各縣の治所に備付くべくその謄寫に従事し、斯くして成りたる謄寫本に對してはその州を管轄監督する都督府の官吏たる法曹參軍〔事〕が檢閲を加へて認可し、かくして認可せられたる謄寫本はその州に持ち歸られて其の州の州府印が押捺せられ、次でその州よりその州所屬の各縣にも配布せられ、縣の行政官たる縣令、縣丞、縣の司法警察官たる司法佐、司士佐等の職務執行上の軌範書とせられたるものであらう。唐代に於ける律令格式の天下一般官署への頒置事務の事務的經緯の詳細の明ならざる今日、此の遺文に據りて斯くの如きことの推定出来るのは、蓋し興味あることと謂はなければならぬ。

第二は『第五斷簡』所見の『永徽令』刪定撰上官の官銜姓名連記の表に見ゆる筆蹟の問題である。即ち全部十七行の中、初行の□□監丞上騎都尉より第十四行の太尉揚州都督監修國史上柱國趙國公までの各人の官銜の文字全部及び臣の字の全部十四字が悉く甲人なる同一人の筆蹟に出で、第拾五行の沙州寫律令典趙元簡初校の十一字、第十六行の典田懷悟再校の六字、並に涼州法曹參軍の六字も共に一筆にして同じく甲人の筆に出で居る。而して初行より第十四行に至るまでの刪定撰上官諸人の姓名（張行實より宇文節までの條）或は姓（高季輔の條）或は名（張行成より長孫無忌までの條）の各字は、甲人の一筆に出でた様にも見えないことはないが、仔細に點檢すれば、十四人の各人、人毎に多少の差異あるのみならず、總べて官銜の文字よりは少しく大字と爲つて居り、之は如何しても官銜の文字を

書きし甲人が、自己固有の筆致を制して、他人の筆致を摹書したるものの如くに見えて居る。第十七行の王義の姓名は明に別人なる乙人の筆蹟にして全體に肉太肥體、殊に義の一字は『第五斷簡』の文字二百四拾四字の中にて跳躍的に唯一なる肥體の大字である。之は如何なることを示せるものなる歟。又初行の張行實より第九行の宇文節までは姓も名も記され、第十行の高季輔の箇所には高の姓のみ記され、第十一行の張行成より第十四行の長孫無忌までは名のみ記して姓を記して無い。これらも亦如何なることを示せるものなる歟。

若し此の遺文が唐の長安の宮中大庫の遺趾などより發見せられたる金匱石室の殘簡であるならば、之を以て唯一無二の貴重なる『永徽令』の撰上正本と目し、刪定撰上官が各々親筆もて自署したるものとも解し得られるが、此の遺文は其の尾部に明記せらるる通り沙州の寫律令典の手にて謄寫せられたるものなること確實なるなれば、斯様な推定は絶對に許さるべきでない。私は茲に次の如く考定せむと試むる者である。

沙州の寫律令典が自らか或は部下の寫字工を督して一人にて書寫したる部分は、少くとも此の『第五斷簡』に於ては、各刪定官の官銜の全部、臣の字全部と沙州寫律令典 趙元簡 初校の十一字、典 田懷悟 再校の六字、涼州法曹參軍の六字で、趙國公の趙の字と趙元簡の趙の字と同一人の筆蹟なるより見れば、兎に角甲人一人の筆蹟である。或は趙元簡の書に係るのではないかとも想ふ。此の

甲人が趙元簡なる際再校に當りし典 田懷悟の姓名までも書し、甲人が田懷悟なる場合初校に當りし趙元簡の姓名までも書するのは少しく妥當ならざる如く思はれるが、何れ短時日に急ぎ謄寫するのであるから、そこは便利を旨とし、各卷末毎の此の連記は謄寫事務の便宜上其の卷を擔當せし人が書いたものであらうと考へられるから、此の『第五斷簡』を趙元簡が書するに當り、彼の手を以て田懷悟の姓名を書することも有り得る譯で、他の卷を田懷悟が書するに當り同時に趙元簡の姓名をも書したると一般である。之が兩人以外の補佐の寫字工なる場合にはその人が兩人の姓名を書す譯である。斯く解釋すれば趙元簡の三字と田懷悟の三字との筆蹟が同一人に出て居つても何等怪しむに足らぬこととなる。王義の二字が乙人の筆なるは彼が之を檢閲認可したる時に彼自ら親しく署名したるものといふ解釋が附し得られる。これ前に述べたる寫律令典 趙元簡、典 田懷悟等が沙州所屬の下級官吏、法曹參軍王義が其の沙州を監督指揮する涼州都督府所屬の官吏なりと謂ふ理論上より當に然かるべきものであつて宜しい譯である。

次は刪定撰上官の各姓名は同じく甲人の筆には出づるが、十四人の各人、人毎に多少の差異あるのみならず、官銜の文字よりも稍大きく、如何にも甲人が他人の筆致を摹したる如く見えることであるが、之を考ふる上に於て最も參考と爲るは前に指摘したる『唐監本五經正義卷尾殘簡』である。私が佛國にて此の第參參壹號を目略し書寫し來れる所に據れば、官銜の文字全部は同一人の筆蹟に屬し、

趙君贊より柳奭、褚遂良に至る迄の八人は何れも姓名が記され、それ以上の〔高〕季輔、〔張〕行成、〔于〕志寧、〔季〕勤、〔長孫〕無忌の五人は名のみ署名と爲つて居る。又姓名、或は名の文字の全部は、官銜の文字を書したる人の筆には出て居るが、仔細に觀察すると何處か不自然なる風ありて、如何にも他人の筆致を摹した様に見える痕迹がある。然れば刪定撰上官の人々の連記の事情は、『唐監本五經正義卷尾殘卷』も此の『永徽令殘卷』も俱に同軌に出でて居る譯で、之には何か緣由する所がなければならぬ。私の考ふる所に據れば『監本五經正義』も『永徽令』も其の纂撰刪定が成就して高宗皇帝に奏上せられ恐くは祕書郎の保管の下に祕書省に藏せられたる原本に於ては、その纂撰刪定校勘の人々の官銜の書法、姓名の自署、何れも此等兩遺文の示す通りの順序體裁を以て連記せられ、其の中の或る者は姓も名も、或る者即ち〔高〕季輔より〔長孫〕無忌に至る五名は名のみを、それ〴〵親筆を以て署し、撰上の原典の體裁は正しく斯くの如きものたりしに相違なからうと思はれる。

『唐監本五經正義殘卷』は其の書寫せられたる地點の何處なるかを明にするを得ぬ。燉煌發見のものたればとて必しも沙州地方のみにて書寫せられたものとは斷定出來ぬ。何となれば佛國に在る燉煌文書の中には長安其の他の地方より轉々沙州地方に將來せられ居たることの確實なるもの多々あり、前掲の第貳四四四號の『洞淵神咒經斬鬼品第七』が長安左街の永崇坊の靈應觀にて寫されたるものを初とし、同じく佛國々立圖書館にある第參四壹七號の『道教經卷々末殘簡』と思はるるものの與書の如

きは次に逐録するが如くに

大唐景雲二年太歲辛亥八月生三月景午朔廿四日己巳雍州
櫟陽縣龍泉鄉涼臺里□清信弟子□景仙年廿七景仙突
人无識受納有形形染六情六情一染動之弊穢或於所見昧
於所着世務回緣以次而發招引罪垢歷世彌積輪廻於
三界漂浪而忘返流轉於五道長淪而弗悟伏聞天尊大
聖演說十貳十四持身之品依法脩行行者可以超昇三
界位極上清景仙雖昧願求奉受謹賣信如法詣雍州
長安縣懷陰鄉東明觀里中三洞法師中岳先生張泰
受十貳十四持身之品脩行供養永爲身寶僭明負
約長幽地獄不敢蒙原

〔秦の字だけ朱字〕

とあり、雍州櫟陽縣は今日の陝西省西安府渭水北方の櫟陽鎮地方、雍州長安縣懷陰鄉は唐代の長安の郊外の地、景雲二年(西暦七一年)は唐の睿宗の元號にて、これ唐時代、長安地方にて書寫された

道教經卷の殘卷なること一點の疑なきもの、而して之が燉煌にて發見されて佛國へ將來されて居るのである。又他の例は第貳壹六參號の『諸經要集』の唐寫本で、其の卷尾に

維開元廿有三載於幽州寫記之

王庭與呂蘭師兄勸校訖

とあり、唐代の幽州は今日の北平にして、北平地方にて寫されたるものが燉煌に齎らされて居つた證據である。尙唐代以外のものにては第貳壹九六號の『出家人受菩薩貳法卷第一』は梁の武帝の天監十八年(西曆五一九年)に今日の南京地方にて寫されたるもの、奥書に

〔前 略〕

出家人受菩薩貳法卷第一

大梁天監六年歲次己亥夏五日

勅寫

用 帑 廿 三 枚

戴 蒨 桐 書

畢 傘 之 讀

瓦棺寺釋慧明奉持

とあり、今日の南京に東晋の哀帝の興寧年間（西曆三六三—三六五年）建立以來有名なりし瓦棺寺の僧の慧明の奉持したるものが燉煌地方へ齎らされたものである。六の字は十八の二字を集めて一字とせるものらしい。天監己亥は正しく十八年である。

右の如き次第なれば『唐監本五經正義』殘卷を以て長安の國子監備付本、或は宮中大庫所藏の奏上本の原本の殘卷が轉々して燉煌地方に齎らされたものとも考へられないこともなく、其の紙質も斯く想定し得る程良好な黄麻紙であるが、『永徽令』殘卷の方は沙州の寫律令典の手にて書寫せられたるものなること確實なるなれば、長安大庫の奏上本の殘卷が轉々傳つたものなどと考ふることは出來ぬ。然らば署名の筆蹟の問題は如何に解すべきものなる歟。

『永徽令』の奏上本の刪定官の官銜姓名の連記並に其の各人の姓名の自署の様式が、此の『第五斷簡』と同様なりしことは、『監本五經正義』殘卷のそれと互審して略ぼ推定せらるれば、之は沙州の寫律令典が謄寫に用ひたる副本、即ち中央政府より涼州都督府へ下されたる副本が既に斯くの通りのものであつたものと考へられる。草名の自署は後世の花押の前身にして、任責の重要な記號であるから、中央政府にて奏上本に基いて都督府に移牒すべく副本を製したる場合にも、署名の文字は其の筆致、文字の大小など之を奏上本の通りに臨模し、州の寫律令典が都督府にて書寫する場合にも亦嚴密に之を臨模して、奏上原典の體裁を失せざる様に努めたるに相違なく、斯く解すれば、此の『第五斷簡』に

於て刪定官の姓名の筆致文字の大小あることが各々親筆に出づるが如く見ゆるのも不可思議事でないこととなる。人ありて或は謂はむ、律令の如きは天下の軌範書なれば、書寫の成りて後、之を長安に送り、刪定官の親筆の署名を加へたのではあるまい歟と。然れども張行成、于志寧、李勣、長孫無忌などは當時の國家の元老重臣にして、斯かる煩雜なることを敢てなしたとは考へられぬ。假に『永徽令』一部のみとしても、『新唐書』地理志に徴すれば天下十道の縣數は總計一千六百二十九縣で、永徽年間に於ても其の數に大差無き譯なれば、謄寫本は少くともこれだけの部數を要し、律令格式にては此の四倍六千五百部以上となる。矧んや律十二卷、令三十卷、散頒格七卷、式四十卷の各卷末に一一署名ありとすれば五十七萬九千九百餘箇所の署名で、之は全然不可能事なれば、私は此說に服することとは出來ぬ。所詮中央政府より都督府へ下す場合、都督府より州へ下す場合、その何れの原典副本謄寫に於ても、其の奏上本の體裁を失せざる様に、嚴密に刪定官の草名の署名の筆致と其の文字の大小とを臨模して書寫したるものと見るのが妥當ではあるまいかと思ふ。

右の如く解釋すれば中央政府に在りし『永徽令』の原典奏上本に於ては、刪定官の姓名の自署は、此の遺文の示す通りの體裁であつた譯で、「高」季輔乃至「長孫」無忌の五人が——但し此の中高季輔のみは疑問があり、其の解釋は後に述ぶる通である——名のみ署して姓を署せざるは、彼等が高位高官たりしが爲にして、何れも唐代の草名自署の規則に法つたものである。其の規則とは學者周知の通り

『大唐六典』卷四、禮部郎中員外郎の條に明記せらるるものにして

凡散官正二品。職事官從二品已上。爵郡王已上。於公文皆不稱姓。凡六品已上官人奏事。皆當自稱官號臣姓名。然後陳。

とある。『永徽律令』の奏上本の署名は、冊書、制書乃至勅牒の如き公文とは少しく其の性質を異にすれども、當時之に準じて署名したることは『五經正義』奏上本殘卷の示す所と互審參稽して否定することは出來ぬ。乃ち散官は正二品官已上、職事官は從二品官已上、何れも名のみ自署するのである。佛國々立圖書館に藏せられて我が學界にも夙に周知せらるる第貳五〇四號の燉煌文書なる『唐代職官表』は、其の第一段に國忌日の列記あり、第二段に「田令」、「祿令」、「平闕式」、「不闕式」の抄録あり、第三段に「新平闕式」、「舊平闕式」の抄録あり、第四段に「裝束式」、「假寧令」、「公式令」、「文部式」の抄録あり、第五段以下に「官品令」を詳記し「文武官共卅階、朱點者是清官」とあるが、「裝束式」の條に開元廿八年三月九日の年紀あれども、その「新平闕式」の條に次の如く

新平闕式 (此ノ四字朱字)

中書門下

牒

禮部

大道

至道

玄道

道本

道源

道宗

昊天

晏天

蒼天	上天	皇天	穹蒼
上帝	五方帝	九天	天神
乾道	乾象	乾符	地祇
后土	皇地	坤道	坤德
坤珎	坤靈	坤儀	
牒奉			

勅以前語涉重宜令平闕其餘
 汎說議類者並皆闕文諸字
 雖同非涉尊敬者不須懸闕
 如或不可永無隱焉牒至准
 敕故牒

天寶元載六月十二日牒

なるものありて天寶元年以前の制を記する職官表なりと考へられる。其の文武職事官散官を併せ開列せる官階表に徴すれば、從二品官階は左僕射、右僕射、太子少師、太子少傅、太子少保、三京牧、

大都護、大都督、光祿大夫、鎮國大將軍、正二品官階は尙書令、特進、輔國大將軍、從一品官階は太子太師、太子太傅、太子太保、嗣王、郡王、開府儀同三司、驃騎大將軍、正一品官階は太師、太傅、太保、太尉、司徒、司空、王なりと表示してあり、之は『舊唐書』卷四十二職官志一に掲げらるる九品三十階の制とも大體は合致して居る。但し『舊唐書』職官志の方にては正二品官階の條に尙書令の名見えずして、註記して『武德令』には尙書令ありしも龍朔二年に之を省いてより以還、正二品官階には職事官は無くなり、悉く散官のみとなつたとある。然らば此の『燉煌出土唐代職官表』は天寶初期時代の書寫ではあるが、正二品官階の條に尙書令を明記しあれば、尙ほ龍朔二年以前の舊制の痕迹をも遺存加味せるものと謂ふべきである。却說此の『燉煌出土唐代職官表』に徴すれば、黃門侍郎宇文節は正四品上階の官——『新唐書』百官志にては門下侍郎と稱して正三品官となつて居る。此の官は唐初より龍朔二年迄は黃門侍郎、龍朔二年より則天武后の垂拱元年まで東臺侍郎、垂拱元年より天寶元年まで鸞臺侍郎、天寶元年より乾元元年まで門下侍郎、乾元元年より大曆二年まで黃門侍郎、大曆二年より門下侍郎と稱する。宇文節が黃門侍郎とあるは唐初より龍朔二年までの間の稱呼に合致して居り、永徽年間の官名として何等の齟齬を生ぜぬ。——なれば、姓名併書すべき筈で、即ち此の『第五斷簡』にては規定通に爲つて居る。それより以下の官階の人々、即ち中書侍郎(正四品上階職事官)柳奭、尙書右丞(正四品下階職事官)段寶玄、大中大夫(從四品上階散官)守太常少卿(正四品上階職事官)令狐

德彙、守吏部侍郎(正四品上階職事官)高敬言、守刑部侍郎(正四品下階職事官)劉燕客、朝請大夫(從五品上階散官)趙文恪、朝議大夫(正五品下階散官)守中書舍人(正五品上階職事官)李友鑒、少府監丞(從六品下階職事官)張行實等が、此の遺文の上に於て姓名併書せるは一々論證するを須ひぬ。而して尙書右僕射張行成と尙書左僕射于志寧とは共に從二品官階の職事官、開府儀同三司李勣は從一品官階の文散官、太尉長孫無忌は正一品官階の職事官たれば、何れも名のみを署する規定なる職事官の從二品官階已上、散官の正二品官階已上の官階に在り、此の四人が名のみ署して姓を署しあらざるは、正しく『大唐六典』所掲の規定に合致して居る譯である。

然るに獨り高季輔のみには疑問がある。門下省の長官侍中は『新唐書』百官志にては正二品官階の職事官と爲つて居るが、右に述べたる通り天寶元年頃及び其の以前の制をも加味せるものと思はるる『燉煌出土唐代職官表』に於ては龍朔二年の改稱の儘に門下左相——即ち東臺左相——と記して正三品官階の職事官に列してある。而して『舊唐書』職官志、門下侍中の條の註に據れば

隋曰納言。又名侍內。武德爲納言。又改爲侍中。龍朔改東臺左相。光宅元年改爲納言。神龍復爲侍中。正三品。大曆二年十一月九日升爲正二品。

とあり、唐代に於ては侍中の官稱は武德年間より龍朔二年までの間と、神龍以後唐末までの間との二期間に存せしことが知られ、此の遺文に侍中とあるは則ち永徽年間(神龍)に於ける此の官の稱呼に合致す

る。又その官階が『新唐書』百官志に正二品官となれるは、明に代宗の大暦二年（西暦七六七年）十一月九日以後の制に據れるものにして、大暦二年十月以前は當に唐朝に於てのみならず、隋朝も遠くは晋代にも常に正三品官たりしものなれば、永徽年間も正しく正三品官である。天寶元年頃の記録に係る『燉煌出土唐代職官表』に正三品官と爲れるは之を以て諒解せられる。斯く侍中が正三品官なる上は、姓名併署すべき筈にして、此の遺文にて高の一字のみ署せるは、其の名の季輔の二字が脱したるものと觀なければならぬ。然るに第參參壹壹號なる永徽四年二月廿四日の撰上年紀の明確なる『五經正義殘卷』にては

光祿大夫侍中兼太子少保監修國史上護軍脩縣開國公 臣 季 輔

とあり此の『第五斷簡』の『永徽令』殘簡には

光祿大夫侍中監修國史上護軍脩縣開國公 臣 高

とあり、其の差異は太子少保を兼ねるか否かのみ在る。光祿大夫開國公たる褚遂良にても、職事官たる吏部尙書が正三品官階たる爲に姓名併書せるは、『五經正義殘卷』にも見ゆる所なれば、高季輔が從二品官階の文散官たる光祿大夫たればとて、正三品の職事官たる侍中の官階を凌駕して、職事官としての從二品官階の待遇を受けたりとは考へられず、散官は散官、職事官は職事官として各獨立的に官階を考へたるに相違ない。太子少保は從二品官階の職事官なれば、侍中兼太子少保は貴きに隨ひ

て從二品官階の職事官として遇せられて『五經正義殘卷』にて名のみ署して居ることは理解出来るが、『永徽令殘簡』の方にては職事官は正三品官なる侍中のみなれば、職事官としての官階は姓名併書せざるべからざる譯で、光祿大夫も前述の通り從二品官階の文散官である。然れば高季輔は『永徽令』撰上本の上にては、散官としては從二品官階、職事官としては正三品官階に在りて其の何れよりも姓名併書せざるべからざる人である。『新唐書』卷百四、高季輔傳には

高馮字季輔。以字行。……太宗稱善。進授太子右庶子。數上書言得失。……

……久之遷中書令兼檢校吏部尚書監修國史。進爵菑縣公。永徽初加光祿大夫侍中兼太子少保。

とあり、未だ細を盡くして居らぬが、前述の通り彼が侍中に任せられしは永徽二年八月己巳日にし、その太子少保を兼ねたるは『永徽律令』刪定撰上後なる永徽三年七月乙丑日のことで、『永徽律令』撰上の永徽二年閏九月頃には尙ほ光祿大夫侍中のみである。然れば『永徽令』撰上本にては姓名も併書したるものと考へられ、此の遺文に姓の高の一字のみ存するは其の爲と考へられる。蓋し季輔の二字は沙州寫律令典の書寫の際に逸したるか、寧ろ或は後に消されたるものと觀なければならぬと思ふ。斯くして高季輔のみは多少の疑を存しても、其の他の人々の署名の様式は、全く『大唐六典』所掲の規定に合致せることが知れる。彼の宋の葉夢得が『石林燕語』卷六にて、唐代の誥勅にて宰相の複名の者は姓を署せずして名のみを署し、單名の者は姓をも署すと謂へるは全く謬見であると思はれる。何

と爲れば誥勅に準じて 刪定官の署名したる『永徽令』の原本をそのままに寫したる此の副本に徴しても、李勣は此の頃既に李世勣とは稱せずして單姓單名の李勣なりしに係らず、官階貴くして從一品官階の文散官たる開府儀同三司たりし爲に名のみを署して居る。これ正しく散官の正二品官階已上、職事官の從二品官階已上の者は名のみを署すといふ『大唐六典』所掲の規定の通にして、複名とか單名とかのことは考慮に容れて居らぬ。若し葉夢得の謂ふが如くんば、正に李勣と署しあるべき筈にして、『石林燕語』に謂ふ所は恐らくば臆説に過ぎざるべく、此の遺文を以て之を證し得らるると考へられる。